

本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所(令和8年6月3日現在)

函館税関監視部管理課

開港名	公告年月日 (施行年月日)	交通場所・積 卸場所の別	場所の名称	備 考
函館空港	H6.3.31 (H6.3.31)	交通場所	イ. 出国 函館空港国際線ターミナルビル出国旅具検査場から出国審査ブース、出国待合室を経て外国往来機に至る直近の通路。 ロ. 入国 外国往来機から、函館空港国際線ターミナルビル検疫ブース、入国審査ブースを経て入国旅具検査場に至る直近の通路。	旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
			函館空港国際線ターミナルビル出発又は到着手荷物荷捌場所と外国往来機に至る直近の通路。	携帯品、別送品、託送品及び機用品の積卸しの業務に従事する者
	R8.6.2 (R8.6.3)	積卸場所	函館空港 1番、2番、2W、3番及び4番スポット	
新千歳空港	R5.12.8 (R5.12.8)	交通場所	《出国》 イ. 新千歳空港国際線旅客ターミナルビルのうち、出国旅具検査場から出国審査ブースを経て、外国往来機に至る通路。 ロ. ビジネスジェット専用ターミナルから外国往来機に至る通路。	旅客及び乗組員並びに旅客関係航空会社の旅客業務に従事する者
			《入国》 イ. 外国往来機から、新千歳空港国際線旅客ターミナルビルのうち、入国審査ブースを経て、入国旅具検査場に至る通路。 ロ. 外国往来機からビジネスジェット専用ターミナルに至る通路。	旅客及び乗組員並びに旅客関係航空会社の旅客業務に従事する者
			《乗継》 外国往来機から、新千歳空港国際線旅客ターミナルビルのうち、乗継検査場を経て、外国往来機に至る通路。	旅客及び乗組員並びに旅客関係航空会社の旅客業務に従事する者
			新千歳空港国際線旅客ターミナルビルのうち、手荷物荷捌所と外国往来機に至る通路。	旅客及び乗組員以外の者
	①H23.7.1 (H23.7.1) ②H29.10.2 (H29.11.1) ③H30.11.26 (H30.12.1) ④H30.11.26 (H30.12.20) ⑤R6.11.20 (R6.12.1)	積卸場所	新千歳空港 ①22番から27番スポット、54番から68番スポット ②44番から49番スポット、80番から87番スポット、90番及び91番スポット ③20番から21番スポット ④69番から71番スポット ⑤50番から51番スポット	

開港名	公告年月日 (施行年月日)	交通場所・積 卸場所の別	場所の名称	備 考
旭川空港	H31.1.23 (H31.1.31)	交通場所	イ. 出国 旭川空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、出国旅具検査場から出国審査ブース、出国待合室を経て外国往来機に至る直近の経路	旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
			ロ. 入国 外国往来機から旭川空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、検疫ブース、入国審査ブースを経て入国旅具検査場に至る直近の経路	旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
		積卸場所	3.旭川空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、出発又は到着手荷物荷捌所と外国往来機に至る直近の経路	携帯品、別送品、託送品及び機用品の積卸しの業務に従事する者
		積卸場所	旭川空港 4番及び5番スポット	
青森空港	H7.4.2 (H7.4.2)	交通場所	イ. 出国 青森空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、出国旅具検査場から出国審査ブース、出国待合室を経て外国往来機に至る直近の通路	旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
			ロ. 入国 外国往来機から、青森空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、検疫ブース、入国審査ブースを経て入国旅具検査場に至る直近の通路。	旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
		積卸場所	青森空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、出発又は到着手荷物荷捌所と外国往来機に至る直近の通路。	携帯品、別送品、託送品及び機用品の積卸しの業務に従事する者
		積卸場所	青森空港1、2番スポット	
秋田空港	H14.4.1 (H14.4.1)	交通場所	1.秋田空港国際線旅客ターミナルビルのうち、出国旅具検査場から出国審査ブース、出国待合室を経て外国往来機に至る直近の通路。	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
			2.外国往来機から、秋田空港国際線旅客ターミナルビルのうち、検疫ブース、入国審査ブースを経て入国旅具検査場に至る直近の通路。	入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者
		積卸場所	3.秋田空港国際線旅客ターミナルビルのうち、出発又は到着手荷物荷捌場と外国往来機に至る直近の通路。	携帯品、別送品、託送品及び機用品の積卸しの業務に従事する者
		積卸場所	秋田空港 5番スポット	
花巻空港	R1.8.22 (R1.9.1)	交通場所	花巻空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、出国旅具検査場から出国審査ブース、搭乗待合室、国際線コンコース、国際線ボーディングブリッジを通り外国往来機に至る直近の経路	
			花巻空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、外国往来機から、国際線ボーディングブリッジ、国際線コンコース、検疫ブース、入国審査ブースを経て、入国旅具検査場に至る直近の経路	

開港名	公告年月日 (施行年月日)	交通場所・積 卸場所の別	場所の名称	備 考
花巻空港	R1.8.22 (R1.9.1)	交通場所	花巻空港旅客ターミナルビル国際線施設のうち、出発又は到着手荷物荷捌所と外国往来機に至る直近の経路	
	①H30.8.1 (H30.8.1) ②H31.1.28 (H31.1.30)	積卸場所	いわて花巻空港 ①3番スポット ②4番スポット	